

令和3年度司法書士試験、土地家屋調査士試験及び簡裁訴訟代理等能力
認定考査における新型コロナウイルス感染症等への対応について

令和3年6月14日
法務省民事局

標記試験を受験される方は、以下の点に留意してください。

なお、本対応については、「新型コロナウイルス感染症対策本部」等
公的機関の今後の対処方針や感染拡大の動向等を踏まえ、必要に応じて
適宜変更することがあります。

1 体調不良の方について

- (1) 新型コロナウイルス感染症等（感染症の予防及び感染症の患者に
対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条で定
める一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症をい
う。（2）において同じ。）に罹患し、試験当日に入院中又は自宅療養
や宿泊療養を求められている方は、受験することができません。
- (2) 発熱や咳等の症状などから新型コロナウイルス感染症等の罹患が
疑われる場合は、他の受験者等への影響を考慮し、受験を控えてい
ただくようお願いいたします。
※ 受験しなかった場合の追試験や受験手数料返還等の措置は予定
していません。

2 試験会場への集合等について

- (1) 試験会場への移動に際して、利用される公共交通機関及び試験会
場周辺において多人数が密集する状態を避けるよう配慮してくださ
い。
- (2) 公共交通機関の減便・運休が実施される場合もありますので、試
験会場へお越しの際には、御利用になる公共交通機関等の運行状況
を御確認の上、時間に余裕を持ってお越しくください。
- (3) 試験会場入口にサーモグラフィを設置するなど、体温測定を実施
する予定ですので、時間に余裕を持って試験会場に到着するようお
願いします。

3 マスクの着用等について

- (1) 試験会場内では、飲食時を除き、必ずマスク（飛沫防止効果の高
い不織布マスクを推奨）の着用をお願いします。
なお、病気等によりマスクを着用することができない場合は、特
別措置申出書及び診断書の提出が必要となりますので、御留意くだ
さい。
おって、試験時間中の写真照合の際には、試験監督員の指示によ
り、マスクを一時的に外していただきます。
- (2) 飛沫感染防止のため、休憩時間や昼食時も含めて試験会場内での
私語は慎んでください。

4 手指消毒用アルコール等について

(1) 試験会場に、手指消毒用アルコール等を設置しますので、適宜使用してください。

(2) 試験当日、フェイスシールド（透明で顔全体の表情等が試験監督員等から確認できるものに限る。）、手袋（透明で音が出ないものに限る。）、携帯用手指消毒液（アルコール除菌シートを含む。）及びウエットティッシュについては、試験中にこれを使用して差し支えありません。

なお、これらの物品を使用する場合には、試験開始時刻までにフェイスシールド及び手袋は着用し、携帯用手指消毒液及びウエットティッシュは机上に置いてください。

※ 上記物品を使用したことによって答案用紙等が汚損・破損しても、取り替えには応じられませんので、使用する際には十分注意してください。

※ 物品の形状等（大きさ・個数）によっては、使用を認めない場合もありますので、試験監督員等の指示に従ってください。

5 試験室の配席及び換気について

(1) 試験室は、他の受験者との距離を十分に確保することができる配席としています。

(2) 試験室は、換気のため、適宜、窓やドアなどを開放する予定ですので、室温の高低に対応できる服装を御用意ください。

6 試験終了後の退室について

試験終了後は、密集を避けるため、各試験室ごとに退出時間を調整します。

7 試験実施に係る試験監督員等について

試験監督員等は、感染予防のため、検温等による体調管理や手洗い及び手指消毒を徹底するとともに、マスク、フェイスシールド及びゴム手袋を着用します。

8 海外からの帰国・入国して受験する方について

日本に帰国・入国して試験を受験する方については、現在、帰国・入国後に14日間の自宅等における待機等が要請されることを踏まえ、余裕を持って帰国・入国するようにしてください

9 その他

受験者全員が安心して受験することができるよう、「新しい生活様式」（厚生労働省ホームページ）を実施していただくとともに、厚生労働省が推奨している新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用するなどして、感染防止・体調管理に努めてください。